(目的)

- 第1条 <u>この規則</u>は、<u>松本市図書館条例(昭和39年条例第41号。以下「条例」という。)第8条</u> による松本市図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。
 - (役員)
- 第2条 協議会に会長を置き、協議会委員(以下「委員」という。)のうちから互選する。
- 2 会長は会務を掌理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。 (職務)
- 第3条 協議会は、図書館の運営に関し中央図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応ずる。
- 2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べることができる。 (会議)
- 第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長は会長が務める。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 (委任)
- 第5条 <u>この規則</u>に定めるものを除くほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成3年10月1日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 30 日教育委員会規則第 26 号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。